

受動喫煙防止啓発動画制作業務委託に係る
公募型企画提案競技実施要項

1 業務委託名

受動喫煙防止啓発動画制作業務委託

2 業務の目的

受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸い込んでしまうことを指し、健康増進法では、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう特定施設の管理者が講ずるべき義務を規定している。また同法では、屋外場所や家庭内においても喫煙時には周囲の状況へ配慮する義務も規定している。こうした状況から屋外等でも喫煙時の周囲への配慮が求められていることを周知し、喫煙の際に周囲への配慮を意識することができるような動画媒体を制作するものである。

3 業務内容

別添「受動喫煙防止啓発動画制作業務委託」のとおり。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月9日まで

5 委託料上限

金1,529,000円（うち、消費税及び地方消費税額を含む）

この金額は本業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内で埼玉県財務規則第103条の規定により予定価格を定める。

6 応募資格

次の（１）～（８）のすべてを満たす事業者でなければ応募できない。

- （１）日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （４）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法の規定による破産手続開始の申し立てが行われているものでないこと。
- （５）本業務の募集開始日から契約締結の日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （６）本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る

暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日付け入審第９７号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

（７）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。

（８）過去２年間に於いて、国、地方公共団体との間で、本事業と同種かつ同規模程度以上の契約を誠実に履行した実績を２回以上有する者であること。

７ スケジュール

日 時	内 容
令和８年１０月７日（水）	公募（ホームページ）
令和８年１０月１３日（火） １５時	質問書の提出期限
令和８年１０月１５日（木）	質問書への回答予定
令和８年１０月１９日（月） １７時	企画提案競技への参加希望書提出期限（厳守）
令和８年１０月２３日（金） １５時	企画提案書の提出期限（厳守）
令和８年１１月中旬	企画提案協議結果通知（予定）

８ 手続き等に関する事項

（１）質問の受付及び回答

ア 質問受付期限

令和８年１０月１３日（火） １５時（必着）

イ 質問方法

（ア）質問書【様式１】を添付した電子メールを後記（４）のアドレスに送信する。

（イ）質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。

（ウ）メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】受動喫煙防止啓発動画制作業務（質問）

（エ）簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答方法

令和８年１０月１５日（木）までに電子メールにより回答するとともに県のホームページに掲載する。

（２）公募型企画提案競技参加申込

本業務公募型企画提案競技に参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加申込みを行うものとする。

ア 参加申請書提出期限

令和８年１０月１９日（月） １７時（必着）

イ 提出先

後記（４）のとおり

ウ 提出書類

企画提案参加申請書【様式 2】

エ 提出方法

電子メール（宛先：後記（4））

※電子メールにより提出後、必ず提出日の 17 時まで、後記（4）記載の担当に電話連絡すること。

オ 参加辞退

参加申請書等を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに「企画提案参加申込取下書【様式 3】」を後記（4）の担当まで届け出ること。取下書の提出方法は電子メールとする。

※ 電子メールにより提出後、直ちに後記（4）記載の担当に電話連絡すること。

（3）企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）15 時（必着）

イ 提出場所

後記（4）のとおり

ウ 提出書類

（ア）企画提案書【様式 4】

デザイン案を記載すること。

（イ）法人等概要調書【様式 5】

（ウ）見積書（様式は任意。消費税及び地方消費税額を明示する。宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。）

（エ）前記 6 応募資格（1）～（8）の要件を満たすことを証する誓約書【様式 6】

（オ）業務実施体制調書【様式 7】

（カ）事業計画調書【様式 8】

（キ）類似業務実績調書【様式 9】

※仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。

※日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。

※専門用語には用語の説明を付すなど可能な限り簡潔かつ明瞭に記載すること。

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

電子ファイルを電子メールで提出する。（宛先：後記（4））

（原則、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel に限る）

ただし、電子メールで受け取れる添付ファイルのサイズに制限があるため、およそ 10 メガバイトを超える場合には、事前に連絡の上、別途指示する方法により、提出すること。なお、必ず電話で受信を確認すること。

(4) 提出先・問い合わせ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号（本庁舎4階南側）

埼玉県 保健医療部 健康長寿課 健康長寿担当

（電話）048-830-3582（直通）

（E-mail）a3570-11@pref.saitama.lg.jp

9 契約先候補の決定方法

(1) 審査

ア 応募資格等の要件審査の実施

イ 企画提案書に基づく審査の実施

（ア）県は、本実施要項に基づき提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、県の設置する審査委員会において、総合的に審査の上、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として選定する。参加者が1者の場合でも、審査において実施能力を有すると認められた場合には、契約先候補とする。審査は書面にて行う。

なお、概ね下記の項目について審査し、評価を実施する。

評価項目	審査内容	配点
企画提案内容	事業の目的や趣旨を理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。	20
デザイン案	・ 提案内容は実現可能かつ成果が十分に見込める内容となっているか。 ・ ターゲット（受動喫煙防止に対する認識の薄い層）の行動を促す内容となっているか。	40
事業遂行能力	・ 事業を実施するに当たり十分な能力を有しているか。 ・ 事業に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ・ 事業実施のスケジュールは適切か。	20
コストパフォーマンス	事業費が予算の範囲内であり、コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。	20

（イ）総合点が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、契約先候補を選定する。

（ウ）審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

(2) 審査結果通知

審査会実施後、令和8年11月中旬までに個別に文書で通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

10 契約相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行

に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取して、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

(2) 契約先候補者との協議が整わない場合は、総合点に基づき、順次、次点者と協議を行う。

(3) 選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称を公表する。

(4) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

11 契約及び委託金の支払方法

契約先候補者と業務履行に必要な協議を行う中で、契約内容を決定する。また、契約内容を変更せざるを得ない場合には、適宜、変更契約を行うことがある。

なお、契約金額の支払方法は業務完了検査合格後の精算払いとする。

12 その他留意事項

(1) 参加申請にかかる費用

参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 提案の失格・無効

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 配達記録が残らない方法で郵送されたもの。

カ 提出書類がないもの。

キ 本実施要項に従っていないもの。

ク 委託料上限額を超える金額で参考見積書を提出したもの。

ケ 参考見積金額を訂正したもの。

コ 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。

サ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(4) 公募型企画提案競技の停止、中止及び取り消し

天災等やむを得ない理由等により、公募型企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、公募型企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(5) 提出された書類等の取扱い

ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された企画提案書等に係るすべての書類については返却しない。

ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）

エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知をすることによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を示す）できるものとする。

(6) 契約等

ア 受託者の決定

決定した契約候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

イ 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

ウ 契約保証金

要（契約金額の 100 分の 1 以上の額。ただし、埼玉県財務規則の規定に基づき免除する場合がある。）

エ 委託金の支払条件

委託金の支払い方法は、業務完了検査後の精算払いとする。

オ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

カ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保

護に関する法律、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）等関係法令を遵守しなければならない。